

# 第5章 大規模な建築物の敷地と道路との関係

## ■第8条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）関係

第8条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（法第42条に規定する道路をいい、自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。）に連続して6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、災害時における避難、消火及び救助活動を円滑に行うとともに通行の安全を目的として、法第43条第2項に基づき、大規模な建築物における敷地と道路の接する長さについて定めたものである。

### 【解説】

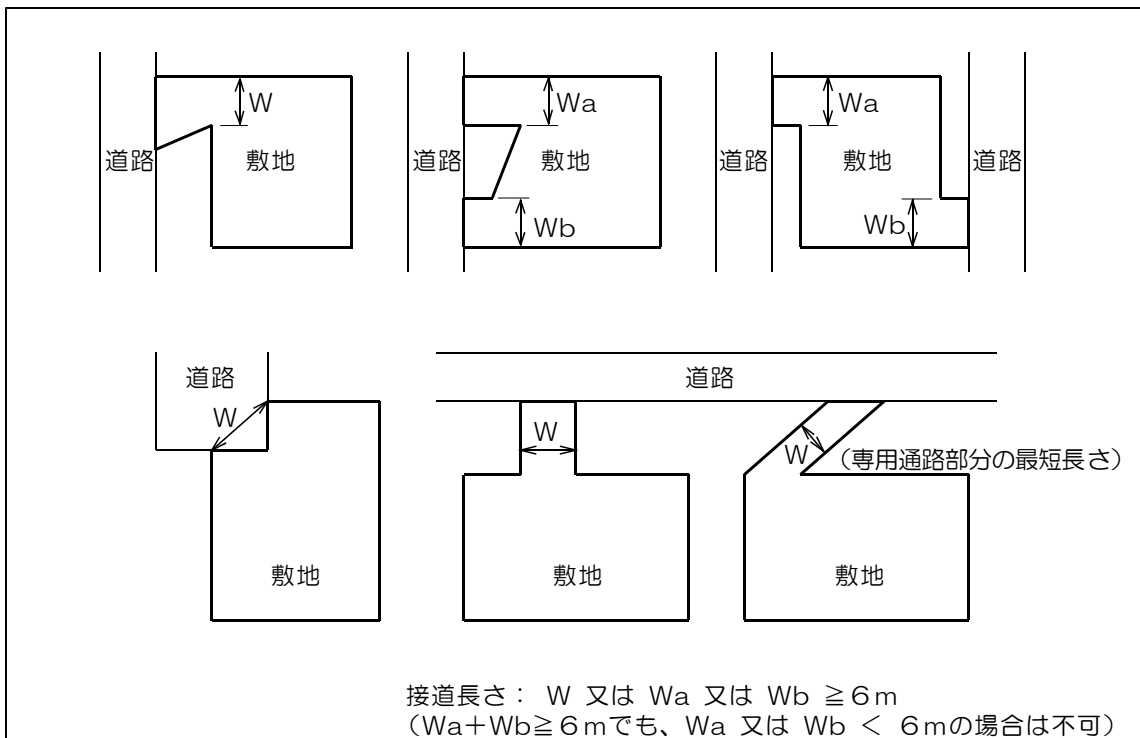
#### 1. 「連続して6メートル以上接しなければならない」について

利用者が多く見込まれる大規模建築物については、火災等の災害時に避難、消火及び救助活動を円滑に行うとともに通行の安全を考慮する必要があるため、道路に連続して6メートル以上接する必要があります。

道路と敷地に高低差がある等、敷地から直接道路に出られない形状については、「道路に接していない」として取り扱います。

また、この規定による許可は、法第43条第1項ただし書きによる許可を要する場合でも、別に許可が必要となりますのでご注意ください。

なお、不整形な敷地や路地状敷地における接道の長さの測定箇所は、次のとおりです。



■図8：不整形な敷地や路地状敷における接道長さ